

さっぽろ受動喫煙防止宣言（案）

概要版

募 集 期 間

皆さまのご意見を募集します

令和元年（2019年）12月20日（金）～令和2年（2020年）1月20日（月）【必着】

札幌市では、平成14年に策定した札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」、平成26年に策定した札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21（第二次）」において、健康づくりを進める重要な課題の一つに「喫煙」を位置づけ、喫煙率の低下や受動喫煙対策の推進に取り組んできました。

国は、平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」（改正健康増進法）を公布し、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、令和2年4月1日に全面施行します。また、北海道でも「北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）」の策定に向け検討しております。

改正健康増進法の全面施行を目前にした今、受動喫煙を防止するために市民一人ひとりが受動喫煙防止に取り組みやすい環境をつくること、また一人ひとりの行動を受動喫煙防止の運動として札幌市全体に広めていくことが必要であると考え、市民、各団体や事業者及び行政が一体となって受動喫煙防止のため行動する決意を表明する「さっぽろ受動喫煙防止宣言」を行うこととし、宣言の案をまとめました。

つきましては、宣言の策定にあたり参考にさせていただくため、広く市民の皆さまから、ご意見を募集いたします。

本概要をご覧のうえ、最終ページにある意見募集用紙、またはこれに準じた様式で、ご意見をお寄せください。なお、お寄せいただいたご意見は、集約したうえで札幌市の考え方とあわせて、別途公表させていただきます。

ご意見の提出方法等について

1 募集期間

令和元年（2019年）12月20日（金）
～令和2年（2020年）1月20日（月）【必着】

2 提出様式

最終ページの意見募集用紙に、ご意見・お名前・年齢（年代）・ご住所をご記入ください。
※お名前・ご住所等の必要事項をご記入いただければ様式は問いません。

（Eメールやホームページのお問い合わせフォームによる提出についても同様です）

3 意見の提出方法

(1) 郵送・FAX・Eメール

右記「4 提出先・お問い合わせ先」まで

(2) 直接持参される場合

右記「4 提出先・お問い合わせ先」まで
受付時間：平日 8時45分～17時15分まで

(3) ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/tabako/sengen.html>

4 提出先・お問い合わせ先

札幌市保健福祉局保健所健康企画課

住所：〒060-0042 札幌市中央区大通西
19丁目 WEST19ビル 3階

電話：011-622-5151

FAX：011-622-7221

Eメール：tabakotaisaku-tantou@city.sapporo.jp

<参考>主な資料（本書・概要版）配布場所

◇保健所（3階 健康企画課）

◇市役所本庁舎（2階 市政刊行物コーナー）

◇各区役所（市民部総務企画課広聴係）

◇各まちづくりセンター ◇各健康づくりセンター

※ご注意

○お電話、口頭によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

○ご意見の提出にあたっては、お名前・ご住所・年齢（年代）をご記入ください。

（ご意見の概要を公表する際は、お名前・ご住所・年齢（年代）は公開しません。）

○ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

「さっぽろ受動喫煙防止宣言」の策定について（概要）

第1章 宣言の策定にあたって

1 宣言策定の背景

国は改正健康増進法を令和2年4月に全面施行し、北海道は「北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）」を策定中である。「健康さっぽろ21（第二次）」の中間評価により、基本要素の「喫煙」において「受動喫煙の機会を有する人を減らします」「妊婦や子どもの受動喫煙をなくします」が強化する取組方針となった。改正健康増進法の全面施行を目前にし、受動喫煙対策の運動を市民、各団体や事業者及び行政が一体となって推進するため、「さっぽろ受動喫煙防止宣言」を行うこととした。

2 宣言策定の趣旨

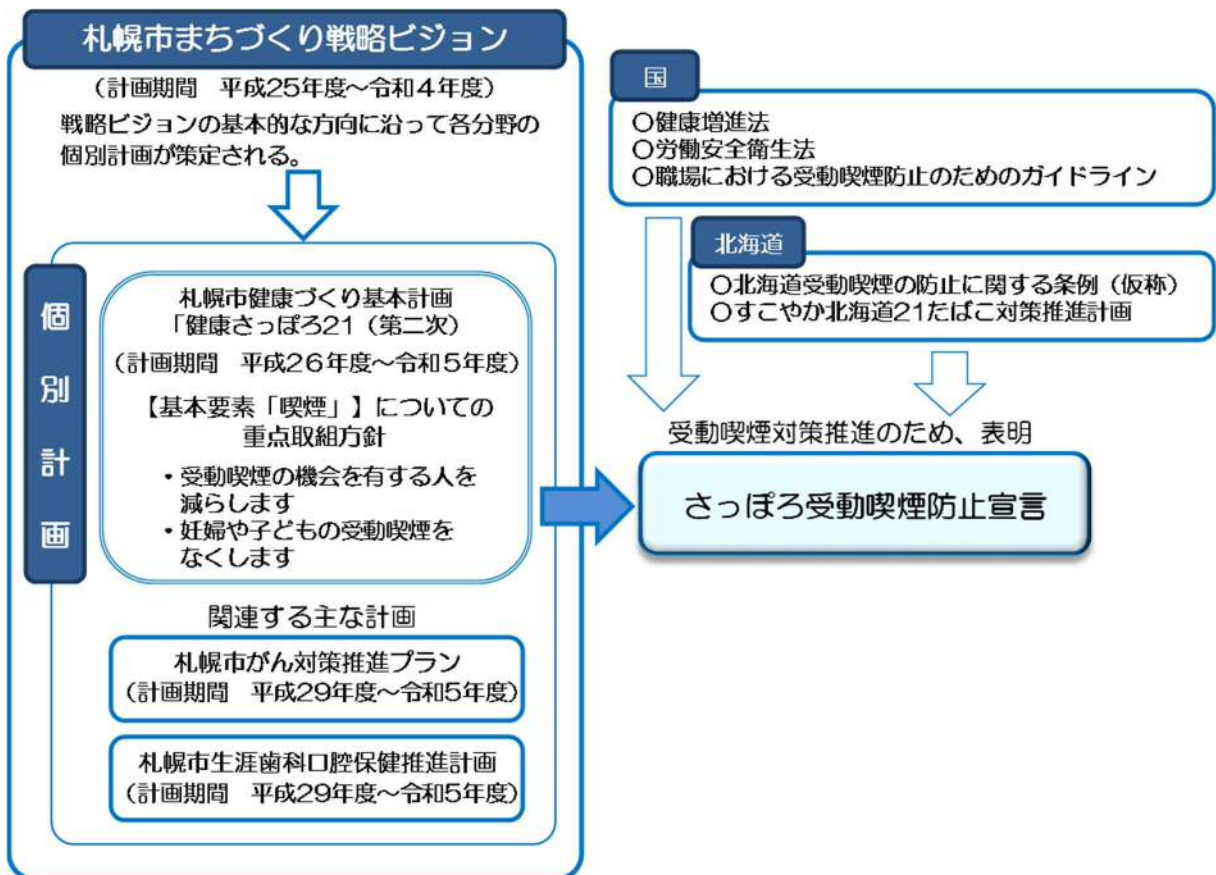
札幌市の喫煙率（平成28年調査22.6%）と肺がんの75歳未満がん年齢調整死亡率は全国と比較して高い状況にある。喫煙者本人が喫煙により吸い込む主流煙に比べ、受動喫煙により吸い込む副流煙には有害物質がより多く含まれており、受動喫煙と肺がんや虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群との因果関係が指摘されている。

喫煙率の高い札幌市において市民の健康を守るためには、受動喫煙の健康への影響を市民全体が正しく理解し、受動喫煙防止のために各々がよりよい行動をとることが重要である。改正健康増進法においては、施設の類型・場所ごとに受動喫煙対策を講じることとなるが、20歳未満の者の喫煙可能部分への立入禁止等は罰則の定めはなく、また屋外や家庭等において喫煙を行う場合に周囲の状況に配慮する義務などについては、配慮の具体的基準は示されていない。受動喫煙防止に必要なことは罰則の有無に関わらず、各々が受動喫煙防止のための配慮とそれに伴う行動をすることであり、その意識を広め市民全体の運動につなげることが重要である。行動する決意の表明として宣言を行い、受動喫煙のないさわやかなまちさっぽろを目指し、市民、各団体や事業者及び行政が連携協力し、宣言に基づく取組を推進する。

3 宣言の位置づけ

宣言は札幌市の目指すべき姿を表明するものであり、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画である「健康さっぽろ21（第二次）」と連動する。

また、「改正健康増進法」等の関係法令を踏まえ、「札幌市がん対策推進プラン」などの関連計画と整合を図り、北海道が策定した「すこやか北海道21たばこ対策推進計画」と調和を保つ。



第2章 宣言の体系等

1 宣言素案作成の経緯

市民、各団体や事業者及び行政が一体となって受動喫煙対策を推進するための宣言であることから、宣言の素案検討には様々な方の意見が生かされるよう、札幌市の附属機関である「札幌市健康づくり推進協議会」に札幌市健康づくり推進協議会委員10名と臨時委員5名で構成される「受動喫煙対策部会」を設置した。受動喫煙対策部会は令和元年7月から3回開催し、宣言素案の検討を行った。さらに、庁内においても、受動喫煙対策に係る関係課長会議にて、宣言素案についての意見交換を行った。

氏名	所属	氏名	所属
相内 雄介	市民公募委員	豊田 直美(臨)	(特非)北海道子育て支援ワーカー 代表理事
梶 重雄(臨)	(一社)札幌ハイヤー協会 常務理事	南保 百合子	札幌市北区連合町内会女性部連絡協議会 会長
北 圭一	札幌市小学校長会 会計	西田 史明	札幌商工会議所 理事・中小企業相談所長
島口 義弘(臨)	札幌狸小路商店街振興組合 理事長	細川 慎平(臨)	(一社)札幌観光協会 総務グループ課長
高橋 一行	(一社)札幌歯科医師会 理事	皆川 智司	市民公募委員
田畑 隆政	(一社)札幌薬剤師会 副会長	宮崎 由美子	(公財)北海道労働保健管理協会 専務理事
◎玉腰 暁子	北海道大学大学院公衆衛生学教室 教授	森田 俊男(臨)	(一社)札幌市食品衛生協会 理事
○土肥 勇	(一社)札幌市医師会 地域保健部長	◎は部会長、○は副部会長、(臨)は臨時委員 計15名	

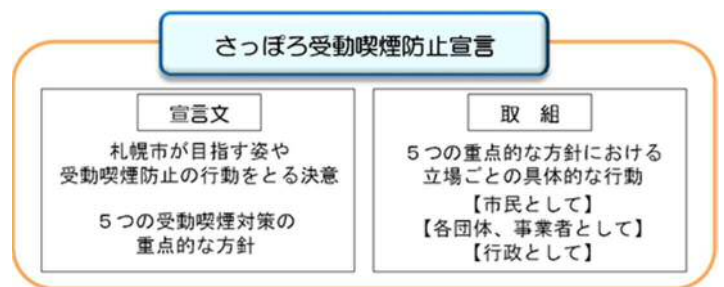
五十音順・敬称略

2 宣言の構成と考え方

宣言は、「宣言文」と「宣言に基づく私たちの取組」で構成される。

「宣言文」は、札幌市が目指す姿や受動喫煙防止のために行動し互いに協力する決意を示し、5つの受動喫煙対策の重点的方針が含まれる。「宣言に基づく私たちの取組」は、それぞれが具体的にどのような行動を起こすことが望ましいかを示し、受動喫煙対策が同じ方向性で一体となって推進されるためのものである。重点的な方針を選定した考え方は次のとおりである。

- 受動喫煙をなくすためには、市民が受動喫煙の健康への影響を正しく理解し、その認識を共有することが重要
- 自分の意思で受動喫煙を回避することができず、受動喫煙による健康への影響が大きい胎児や子どもたちは、地域社会全体で守ることが重要
- 職場では長時間を過ごすだけでなく、自由にその場を離れることが難しい場合も多いため、受動喫煙が生じないよう事業者がルールを明確にし、協力し合うことが重要
- 札幌を訪れる人が快適に過ごせる環境は、市民にとっても快適な環境であり、そのような環境づくりを推進することが重要
- 禁煙したいと思っている人が禁煙できるよう支援することも重要



3 宣言の表明時期と推進方法

さっぽろ受動喫煙防止宣言は、令和元年度中の表明を予定しており、令和2年度より具体的施策を推進する。広報さっぽろやホームページ等、事業者組合や各団体等への通知などにより、宣言を広く周知し取組への協力を呼びかける。

4 宣言による受動喫煙対策の成果指標

受動喫煙対策の充実のため、健康さっぽろ21(第二次)中間評価の「喫煙」分野のうち、受動喫煙対策に係る指標を、成果指標とする。

項目	指標	現状値 (H29)	目標値 (R5)	
受動喫煙の機会を有する人の減少	受動喫煙の機会を有する人の割合	家庭	14.9%	3%
		職場	20.8%	受動喫煙のない職場の実現
		飲食店	44.9%	15%
		行政機関	3.1%	0%
		医療機関	3.9%	0%
妊婦の受動喫煙をなくす	妊婦の受動喫煙に配慮する人の割合	93.4%	100%	
子どもの受動喫煙をなくす	育児期間に受動喫煙に配慮する人の割合	95.2%	100%	

※現状値は平成29年度実施「健康づくりに関する市民意識調査」による

【宣言文】

さっぽろ受動喫煙防止宣言

私たちのまち さっぽろは
ライラック薫る さわやかな空気のまちです

私たちさっぽろ市民は このまちで
子どもたちが 健やかに成長すること
誰もが快適に過ごせることを願っています

私たちは 受動喫煙防止のため
次のとおり 自ら行動し
互いに協力する輪を広げていくことを宣言します

- ・ 受動喫煙の健康への影響について認識を共有します
- ・ これから生まれる命や子どもたちの健康と未来を受動喫煙から守ります
- ・ 職場での受動喫煙をなくすため互いに協力します
- ・ 受動喫煙のないさわやかなまちさっぽろで世界の人々を歓迎します
- ・ 禁煙したい人を応援します

2020年 月 札幌市

【宣言に基づく私たちの取組】

宣言に基づく私たちの取組

全ての市民は、家庭の一員として地域社会の一員として、それぞれの役割や立場において、受動喫煙から互いを守る取組を推進します。

市民が所属する各団体及び事業者は、その活動において、受動喫煙のない地域社会づくりに貢献する取組を推進します。

更に、市民、各団体や事業者及び行政は、各々が主体的に以下の取組を実施するとともに、互いに連携協力し一体となって、受動喫煙のないまちを目指します。

～受動喫煙について理解し、配慮しましょう～

・ 受動喫煙の健康への影響について認識を共有します

【市民として】

・受動喫煙の健康への影響について正しく理解し、自らの健康を増進するよう努めるとともに、家庭や職場、公共の場所などで他の人が受動喫煙にさらされることのないように配慮します。

・子どもたちや妊婦、患者などの受動喫煙の健康への影響が大きい人に特に配慮する必要があることを認識します。

【各団体や事業者として】

・市民が受動喫煙の健康への影響について正しく理解し、自らの健康を増進するよう働きかけ、行政が行う周知啓発活動に協力します。

【行政として】

・あらゆる機会を活用し、市民が受動喫煙の健康への影響について正しい知識を得ることができるよう周知啓発します。

・子どもたちが将来にわたって自らの健康を自ら守るため、受動喫煙や喫煙の健康への影響を学ぶ環境を作ります。

・受動喫煙について簡潔でわかりやすい内容の啓発資材を作成し、各団体や事業者と連携し、市民に周知啓発を行います。

～子どもたちの健康と未来を受動喫煙から守りましょう～

・ これから生まれる命や子どもたちの健康と未来を受動喫煙から守ります

【市民として】

・子どもたちや妊婦の近くで喫煙しません。

・公園や通学路など、子どもたちが多い場所では喫煙しません。

・子どもたちや妊婦が受動喫煙にさらされることのないよう、喫煙できる場所に立ち入らせません。

・保護者等は、子どもたちが受動喫煙にさらされることのないよう、子どもたちと同室の空間や子どもたちが同乗する車内では喫煙しません。

【各団体や事業者として】

・子どもたちが参加するイベント等では、子どもたちに受動喫煙を生じさせないよう、特に配慮します。また、喫煙ルールを明確にし、受動喫煙や歩きたばこによる火傷が生じないよう協力を呼びかけます。

【行政として】

・保護者等に受動喫煙が胎児や子どもたちの健康に与える影響を伝えるなど、子どもたちの健康を守るための知識を得る機会や情報を提供します。

・子どもたちや妊婦の近くでの喫煙及び歩きたばこをしないよう周知啓発します。

～互いに協力し、職場での受動喫煙をなくしましょう～

・ 職場での受動喫煙をなくすため互いに協力します

【市民として】

・職場では、事業者等の施設管理者が決めた施設内での喫煙ルールを守り、互いに協力し受動喫煙が生じないようにします。

【各団体や事業者として】

・事業者は、職場で受動喫煙が生じないよう健康増進法を順守し、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」で定められた受動喫煙対策の措置をとるよう努力します。

・各団体や事業者等の施設管理者は、受動喫煙を防止するため施設内の喫煙ルールを明確にし、周知徹底を図ります。

・事業者は、労働者の健康を増進する取組や、20歳以上の労働者であっても受動喫煙が生じないような措置を行います。

【行政として】

・「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」による職場での望ましい受動喫煙対策の周知や、労働者の受動喫煙防止に関する適切な相談先の情報提供を行います。

～さっぽろを訪れる人にも市民にも快適な環境を目指しましょう～

・ 受動喫煙のないさわやかなまちさっぽろで世界の人々を歓迎します

【市民として】

・人通りの多い場所や人が多く集まる場所では、喫煙ルールを守り、受動喫煙を生じさせないよう配慮します。

【各団体や事業者として】

・施設管理者は、利用者が受動喫煙を避けることができるように、施設の出入口に施設の喫煙環境（禁煙か喫煙場所があるか）をわかりやすく表示します。

・施設管理者は、利用者に受動喫煙を生じさせないよう施設の出入口に吸い殻入れを置かないなどの配慮をします。

・飲食店は、宣伝や広告を行う際には、店内の喫煙環境（禁煙か喫煙場所があるか）を明記します。

・イベント等では、国内外からさっぽろを訪れる人にも喫煙ルールがわかるよう周知します。

【行政として】

・人通りの多い場所や人が多く集まる場所では、喫煙ルールを守ることや受動喫煙を生じさせないよう配慮することを、市民や国内外からさっぽろを訪れる人に周知啓発します。

・飲食店等の施設内の喫煙環境をわかりやすく表示するための、情報提供等を行います。

～禁煙に取り組む人に協力しましょう～

・ 禁煙したい人を応援します

【市民として】

・家庭でも職場でも、身近な人が禁煙をするときには、禁煙が継続できるよう協力します。

【各団体や事業者として】

【行政として】

・禁煙したいと思う人が禁煙に取り組めるよう禁煙外来などの情報提供を行い、禁煙が継続できるよう支援します。

裏面がご意見募集用紙となっております

さっぽろ受動喫煙防止宣言(案) ご意見募集用紙

札幌市保健福祉局保健所健康企画課 FAX 011-622-7221
[さっぽろ受動喫煙防止宣言(案)の意見募集]

※どの項目へのご意見かが分かるようにご記入ください。

項目名	ご意見

(お名前)

(年齢) 該当する番号に○を付けてください。

- ①19歳以下 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代
⑤50歳代 ⑥60歳代 ⑦70歳以上

(ご住所)

令和2年(2020年)1月20日(月)必着で、持参または郵送、FAX、Eメールなどにより提出してください。

◆札幌市保健所健康企画課◆ 〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階

TEL: 011-622-5151 FAX: 011-622-7221

Eメール: tabakotaisaku-tantou@city.sapporo.jp

ホームページ: <http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/tabako/sengen.html>

- ※ 持参の場合、受付時間は平日の午前8時45分から午後5時15分までです。
- ※ 電話による受付は行っていません。
- ※ お名前、ご住所等は集計以外の目的に用いることはありません。札幌市個人情報保護条例の規定に従って、適正に取り扱います。